

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

- 1 内容
扶養手当について、以下のとおり改正する。

区分	現行	改正	
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (本則)
配偶者	13,700 円	10,000 円	6,000 円
子	6,000 円	7,500 円	9,000 円
特定期間	10,000 円	11,500 円	13,000 円
欠配一子 ※①	13,700 円	10,000 円 ※②	9,000 円 ※② (子の区分を適用)
特定期間	13,700 円 (特定期間の加算なし)	11,500 円 (子の特定期間と同額)	13,000 円 (子の区分を適用)
父母等	6,000 円	6,000 円	6,000 円

※① 欠配一子とは、配偶者がいない場合の扶養親族である子のうち1人をいう。

なお、欠配一子の区分は平成30年度をもって廃止し、以後、欠配一子は、子の区分を適用する。

※② 激変緩和措置として、平成30年3月31日に「欠配一子のみ」又は「欠配一子及び父母等」に係る扶養手当の支給を受けていた職員が、平成30年4月1日以降、引き続き、「特定期間のない欠配一子のみ」又は「特定期間のない欠配一子及び父母等」を扶養する期間に限り、当該欠配一子に係る手当額について、平成30年度にあっては、11,500円とし、平成31年度から平成35年度までの間にあっては、子の区分に適用される手当額に4,000円を加算した額とする。

- 2 施行期日
平成30年4月1日